

日本版LLPの概要

ベンチャー支援シリーズ

アウトソーシング事業部

税理士 藤井 彩子

E-mail: a-fujii@esnet.co.jp

平成17年8月1日、ついに施行の運びとなった「日本版LLP」について、制度背景、制度概要、他法令との関連を解説する。またシリーズ後半では、日本版LLPの課題として、諸外国の新事業体組織との比較を行い、日本版LLCの導入について触れる。

<本編 要約>

「日本版LLP」は民法上の組合（任意組合）の特例として創設された新しい事業形態である。

「日本版LLP」という新しい事業体の特徴として、有限責任制度、内部自治制度及び構成員課税の3つがあげられる。（下記「2. 『日本版LLP』の特徴」を参照。）

「日本版LLP」の活用により、新規創業、創造的な連携共同事業の復興が期待されている。（下記「4. 活躍が期待される事業」を参照。）

1. 制度背景と「日本版LLP」制度の創設

諸外国では既に、新規創業を促し、創造的な連携共同事業を支援するため、LLP(Limited Liability Partnership)やLLC(Limited Liability Company)という新しい事業体制度の整備が進み、一定の成果をあげている。

創造的な連携共同事業とはつまり、中小企業同士の新規事業連携、ベンチャー企業と大企業の連携、産学連携、ITや金融の専門人材による共同事業、そして大企業同士の共同研究開発などが考えられる。

新しい事業体の特徴として、出資者が出資額までしか責任を負わない有限責任制度、出資者が自ら経営を行い、利益や損失の配分などを柔軟に決めることができる等の内部自治制度、そして、組合には課税せず組合員（構成員）に直接課税するいわゆるパス・スルー制度の3つがあげられる。

この3つの特徴を柱に、日本の事情に最も適した制度を確立するため、議論が重ねられ、平成17

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

年 4 月 27 日「有限責任事業組合契約に関する法律」が参議院本会議において可決・成立したのである。(同法公布は同年 5 月 6 日、同法施行は同年 8 月 1 日。)

この法律は、有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership、以下「日本版 LLP」という。) 制度を創設するためのものであり、同制度は民法上の組合 (任意組合) の特例として位置付けられている。

なお、同時に有限責任事業会社 (Limited Liability Company、以下「日本版 LLC」という。) について制度の創設が検討されているが、後述する「日本版 LLP」の特徴の 3 点目にあげられている構成員課税制度は認められず、法人税課税の方向で審議が進んでいる。

2. 「日本版 LLP」の特徴

諸外国を参考にして整備された「日本版 LLP」制度の特徴についてももう少し詳しく解説する。

(1) 有限責任制度

出資者つまり組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負うⁱ(「有限責任事業組合契約に関する法律」(以下、「LLP 法」という。) 第 15 条)。組合員が有限責任となることで、組合員にかかる事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなる。

但し、組合員又は職務執行者 (法人が組合員である場合に、その法人により選任された組合員の職務を行うべき者) が職務執行について悪意又は重大な過失があった場合には、そのことによって第三者に生じた損害を賠償する責任 (「LLP 法」第 18 条 組合員等の第三者に対する損害賠償責任) がある。

有限責任制度は一方で、その組合の債権者保護を目的とした法整備も行っている。ひとつは、組合契約を登記 (「LLP 法」第 8 条) し、「有限責任事業組合」の名称の使用が義務付けていること (「LLP 法」第 9 条) もうひとつは、会計帳簿及び財務諸表の作成義務があり、債権者に対して財務内容の開示要求に応じる義務があること (「LLP 法」第 29 条) の 2 点である。

(2) 内部自治の原則

業務を執行する組合員に対する監視機関 (取締役会、監査役) の設置が求められておらず (「LLP 法」第 12 条及び第 13 条) 組合員への損益分配は、契約により労務・知的財産・ノウハウの提供等を勘案して出資比率と異なる割合によることもできる (「LLP 法」第 33 条) など、出資者である組合員が自ら経営を行うため、組織内部の取り決めを自由に行うことが認められている。

(3) 構成員課税

いわゆるパス・スルーと呼ばれる制度で、組合に対する課税はなく、組合員に直接課税されるというものである。株式会社制度では、法人税が課された上、出資者への配当にも課税されてしまう。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

また、組合から生じた損失は、一定の範囲ⁱⁱで出資者である組合員のほかの所得との損益通算ができることとなった。

3. 企業形態比較

新たに創設された「日本版 LLP」の特徴を踏まえ、現時点においてわが国で認められている組織形態の比較を行った結果は、下表のとおりである。

	日本版 LLP	任意組合 (民法組合)	合同会社	合名会社	株式会社
組合員・構成員の責任	有限責任	無限責任	有限責任	無限責任	有限責任
持分の譲渡	他の組合員・構成員の同意が必要。				原則として自由。
法人格の有無	なし		あり		
課税方式	構成員課税(パス・スルー)		法人課税(事業体課税)		
財務内容の開示	債権者等の 閲覧・謄写 請求対応義 務あり。	義務なし。	債権者等の閲覧・謄写請求 対応義務あり。		公告の義務 あり。
組織内部	機関	取締役会・監査役等の機関設置不要。(任意)			強制設置
	損益分配	任意に分配可能。(内部自治、自由契約)			出資比率

4. 活用が期待される事業

「日本版 LLP」の活用が期待される事業には、例えば次のような事業が考えられる。ⁱⁱⁱ

(1) 高度サービス産業復興

< 想定例 > プログラミングやグラフィックデザイン、セキュリティ、営業等の分野で専門的な能力を有する専門人材が集まって、ソフトウェアの共同開発販売事業をする。

(2) 高度サービス産業復興

< 想定例 > 広告代理店、映画会社、アニメのプロダクション、テレビ会社、書店などが共同で映画を製作する。

(3) 中小企業連携

< 想定例 > 高い技術力と目利き能力を持つ金型メーカー、3次元 CAD を使い高度な設計ので

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

きる金型メーカー、材料技術に詳しい加工メーカー、多様な材料の成形加工技術を有する会社が共同で高性能部品を開発・製造する。(実際に東京都大田区の金型メーカーで検討されている例)

(4) 産学連携

< 想定例 > 製薬会社とゲノム解析の国際的権威である教授が、バイオテクノロジーによる新薬の共同開発事業をする。

以上の想定例から、この制度がより身近なものであることを感じるとともに、日本の産業界の復興と、より高度な成長を望んでやまない。

次回ベンチャー支援シリーズ では、「日本版 LLP と他法令との関連」として、構成員課税制度、新事業創出促進法等との関連について言及する。

-
- i 民法上の任意組合の場合には、組合員の全員が組合債務について、その損失負担割合（または出資割合）に応じて無限責任を負う。(民法 674 条)
 - ii ベンチャー支援シリーズ で、他法令との関連として詳細を解説予定。
 - iii 経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/economic_oganzation/llp_seido.html) 内、公表資料「2.有限責任事業組合制度 (LLP) の創設について」引用。